

令和 2年10月 2日

各部（副部・課・局・所・館・室）長 様

市 長

令和3年度予算編成方針について

本市における令和3年度の予算編成においては、今般のコロナ禍に伴い市税等の大幅な減収が見込まれているとともに、税制改正に伴う市民税法人税割の税率引き下げ、普通交付税の合併算定替えの終了などの影響による減収も見込まれています。さらに、有利な起債として活用してきた合併特例債の発行可能額が上限に達する見込みであり、財政状況は厳しさを増す状況にあります。

このように、最小の経費で最大の効果を挙げるのが今まで以上に強く求められている状況のなか、令和3年度の予算編成方針について、下記のとおり定めたので承知願います。

記

1. 国の経済・財政状況、予算編成

国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和2年1月20日閣議決定）で想定していた経済成長率を大幅に下回ると予測されており、内閣府が9月8日に発表した4～6月期の実質GDP成長率は、前期比7.9%減、年率換算で28.1%減と、戦後最悪のマイナス成長となる見込みです。段階的に経済活動が再開されてきているものの、国難ともいえるべき歴史的な危機に直面しており、来年度以降の経済動向や財政運営を予見することには限界がある状況です。

このように、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明な中、その対応を優先するため、政府は令和3年度予算の概算要求の政令を改正し、その要求期限を1か月遅らせ、9月末までとする異例の措置を取りましたが、対前年度同額を要求額の基本としています。

このほか、頻発する自然災害に対する防災・減災への対応や、超高齢社会到来に伴い増大を続ける社会保障費への対応、健全財政に向けたプライマリーバランスの黒字化への取り組みなど、山積する諸課題に対する対策も強く求められています。

こうした状況を踏まえて編成される令和3年度一般会計予算は、引き続き100兆円の大台を超えるとともに、税收の減少による財源不足を国債発行で賄うという厳しい財政状況が見込まれます。

2. 地方財政の状況

前述のとおり、令和3年度概算要求の期限が延期されていることと合わせ、例年8月末に総務省から示される地方財政収支の仮試算の発表が遅れていますが、国の財政と同様に、コロナ禍に伴う景気の減退が地方財政に及ぼす影響は甚大であることが確実視されています。

国の「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」（令和2年7月21日閣議、財務大臣発言要旨）と同時に総務大臣から各府省に対して、地方財政措置について申入れされた内容によると、新たに、新型コロナウイルス感染症への対応の推進、マイナンバー制度に代表される次世代型行政サービスの推進、地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進などへの地方財政措置を講じることとされていますが、地方交付税や臨時財政対策債などの財政措置は現時点では明らかにされていません。

経済の停滞に伴う税收等の減少による財源不足、財政需要の高まりによる歳出の増大は地方も顕著であり、今後の予算編成は困難を極めるものと思われます。

3. 令和3年度の予算編成

本市の令和3年度予算については、第2次太田市総合計画の第5次実施計画事業として、安全・安心なまちづくり、子育てを支援するまちづくりを実現するための各種事業を中心とするとともに、様々な政策課題に取り組みながら、限られた財源を有効配分し、市民サービスの更なる向上が求められています。

また、より一層の事務の効率化を図り、経常経費抑制に向けた取り組みを継続して行うとともに、さらなる行政改革に努めることが必要です。

こうしたことから、令和3年度予算編成に当たっての基本的な考え方を次のとおり定め、予算編成の指針とします。

- ① 第5次実施計画事業の着実な推進を図る。
- ② 市民満足度調査結果を予算に反映する。
- ③ 少子化対策、子育て支援、障がい者支援、高齢者支援などの「人にやさしいまちづくり」、市民の身体や生命又は財産を守るための防災対策や、交通安全対策に係る施策を積極的に進める。
- ④ 公共施設等総合管理計画を踏まえた個別計画に対し、実施計画と整合性を図りながら、予算の重点配分を行う。
- ⑤ 枠配分方式による予算編成を行い、徹底した事務事業の見直しや目的を達成した事業の廃止などによる歳出抑制を図る。
- ⑥ 国及び県の施策に対応した予算を編成する。

以上のことを前提に、きわめて厳しい財政状況を見据え、財政規律を堅持し、バランスのとれた予算配分に努めます。また、今後の政治・社会情勢の動向も踏まえ、重要度と即効性を十分に勘案するとともに、以下の基本方針及び予算編成の基本的な考え方にに基づき、令和3年度予算の編成を進めていきます。

4. 基本方針

(1) まちづくりの目標

まちづくりの目標は、第2次太田市総合計画で定めた将来の都市像『人と自然にやさしく、品格のあるまち太田』とします。

その実現に向けた一つ目として、安心して子どもを育てることができ、高齢者はもとより全ての市民がお互いを思いやり、いきいきと健康に暮らせるまちづくりを目指します。

二つ目として、金山に代表される本市の豊かな自然を次世代に伝えることができるよう、循環型社会の構築や豊かな自然と美しい生活空間を大切にするまちづくりを目指します。

三つ目として、まちの個性である歴史や伝統、文化を大切に守り、磨き、まちの品格を高めるとともに、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを目指します。

(2) 財政運営の基本的事項

財政運営については、健全な財政構造を堅持するとともに、第2次太田市総合計画を基本に据えて、それぞれの地域特有の住民ニーズに的確かつ迅速に対応し、均衡ある発展に努めていきます。

また、東毛地域の核となる都市として、その役割を果たしつつ連携を図りながら、未来への輝きを失わないようさらなる太田市の飛躍を願い、自分たちのまちに対する誇りや市民として責任感を持てるよう市民参画と協働を主眼とした一体感の持てるような事業の推進に努めていきます。

5. 基本目標

まちづくりの目標である「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の実現を目指し、基本目標を次のとおりとします。

(1) 教育文化の向上

①教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり、②生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり、③豊かな心と文化を育むまちづくりに取り組みます。特に、子どもたちが激化する社会をたくましく拓くための学力と豊かな心を持つ人材を育む教育を行うとともに、年齢を問わず、市民の誰もが自主的に学び交流できる学習やスポーツの場を作り、新たな文化が育まれるまちをつくります。

(2) 福祉健康の増進

①みんなで支える福祉のまちづくり、②安心して子育てができるまちづくり、③健康で元気に暮らせるまちづくりに取り組み、すべての市民が健やかな生活を送ることができ、また、安心して子どもを産み育てられるまちをつくります。

(3) 生活環境の整備

①災害に強いまちづくり、②日常生活の安全を向上させるまちづくり、③良好な環境を保全し向上させるまちづくりに取り組みます。また、環境負荷の低減など、環境にやさしい循環型社会のまちづくりを推進するとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などを充実させることで、安心・安全な市民生活が確保されるまちをつくります。

(4) 産業経済の振興

活力ある産業とにぎわいのあるまちづくりに取り組み、企業誘致や起業促進を図ることで、多くの人々の働く場を創出します。また、商店街の活性化や地域観光資源を活かした交流人口の拡大を図ることで、にぎわいに満ちたまちをつくります。

(5) 都市基盤の整備

①安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり、②良好な都市空間と住空間を創出するまちづくりに取り組み、住環境や道路整備などの都市基盤の充実により、誰もが快適に暮らせるまちをつくります。

(6) 健全な行政運営の推進

①市民が主体のまちづくり、②市民が個性と能力を発揮できるまちづくり、③効

率的で健全な行財政運営を目指すまちづくりに取り組み、市民と行政が協働してまちづくりを実践するまち、効率的・効果的な行財政改革の推進により健全な行政運営を持続できるまちをつくります。